

自己点検表

各点検項目について確認した結果を「点検結果」の □ に ✓ チェックし、不適の場合はその事由等を記載してください。

事業所名 ()

○集団指導

※根拠
➤介護保険施設等の指導監督について(令和4年3月31日付老発0331第6号、厚生労働省老健局長通知、別添1「介護保険施設等指導指針」)

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法、その他
		適	不適	
集団指導	本市が実施する集団指導に出席していますか。 ＜過去2年の出席状況＞ 令和 年度・・・(出席 ・ 欠席) 令和 年度・・・(出席 ・ 欠席) ※「欠席」したことがある場合は、右側の「不適」の場合の事由等の欄に「欠席」した理由を記載してください。 ➤集団指導の内容は参加者が参加する意味のあるものとなるように、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容、高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等を中心としたカリキュラムとすることから、本市は集団指導への参加を重要であるものと考えています。 ➤集団指導を欠席した場合、当日の資料には掲載のない情報も含め貴重な伝達の機会が失われることから、欠席した事業所については、次回集団指導は、必ず出席してください。	□	□	

○通所介護 (定義及び基本方針、人員、設備、運営の基準)

※根拠
➤介護保険法(以下「法」という。)
➤鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「条例」という。)

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
Ⅰ 定義及び基本方針				
1. 定義 法第8条第7項	「通所介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと(利用定員が厚生労働省令で定める数以上であるものに限る、認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)をいう。			
2. 一般原則 条例第3条	(1)利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。	☐	☐	
	(2)事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。	☐	☐	
	(3)利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	☐	☐	
	(4)サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
2. 一般原則 条例第3条	(5)申請者は、法人とする。	☐	☐	
3. 基本方針 条例第98条	指定居宅サービスに該当する通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。	☐	☐	
Ⅱ 人員に関する基準				
1. 従業者の員数 条例第99条 1-1. 生活相談員	(1)サービスの提供日ごとに、サービスを提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数をサービス提供時間帯の時間数で除して得た数が1以上となっていますか。 ➢サービスの提供日ごと 専従の生活相談員の勤務延時間数÷サービス提供時間数≧1 ※単位の数及び生活相談員の員数にかかわらず、サービス提供時間数に応じた配置が必要です。(延長サービスを提供する場合等はこの点に留意し配置すること。) ※生活相談員のサービス提供時間内の勤務時間の合計がサービス提供時間を下回ってはいけません。	☐	☐	
	(2)社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者が配置されていますか。 ➢生活相談員にあつては、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者である必要があります。 ➢「社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者」 ⇒社会福祉法第19条第1項各号 ・社会福祉士 ・社会福祉主事任用資格 ・精神保健福祉士 ➢同等以上の能力を有すると認められる者 社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことがある者等であつて、その者の実績等から一般的に入所者の生活の向上を図るために適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者をいいます。 ※本市では以下の有資格者のみを生活相談員として認めています。 ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・社会福祉士 ・社会福祉主事任用資格 ・精神保健福祉士	☐	☐	
1-2. 看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)	単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる看護職員を1以上配置していますか。 ➢提供時間帯を通じて専従する必要はありませんが、当該看護職員は提供時間帯を通じて通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図ること。 ➢「密接かつ適切な連携」とは ・通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することです。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
1-3. 介護職員	(1) 単位ごとに、当該サービスを提供している時間帯に専従の介護職員が勤務している時間数の合計数を当該サービスを提供している時間数で除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあっては1人以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数を配置していますか。 ➤ 単位ごとに、提供時間数に応じて、次の数の専従の介護職員を配置する ・利用者の数が15人までは1人以上 ・利用者の数が16人以上の場合は、15人を超える部分の利用者を5で除して得た数に1を加えた数以上⇒(利用者数-15)÷5+1≦介護職員数 【利用定員が10人以下である場合】 ・単位ごとに専従の看護職員又は介護職員を1人以上でよいとされています。	☐	☐	
	(2) 単位ごとに常時1人以上従事させていますか。 ➤ 単位ごとに介護職員が常時1人以上確保されている限り、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所介護の単位の介護職員として従事することができます。	☐	☐	
1-4. 機能訓練指導員	(1) 機能訓練指導員を1人以上配置していますか。	☐	☐	
	(2) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者が配置されていますか。 ➤ 「訓練を行う能力を有する者」とは 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師又は一定の実務経験を有するはり師、きゅう師。 ※一定の実務経験を有するはり師、きゅう師 ⇒ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者。 ※利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。	☐	☐	
1-5. 単位	通所介護の単位は、サービス提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいいますが、一体的に行われていますか。 ➤ 利用者ごとの通所介護計画に位置づけられた内容のサービスが一体的に提供されている場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対し通所介護を行うことも可能ですが、同時一体的に行われていない場合は、別単位となります。	☐	☐	
1-6. 常勤の従業員配置	生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤としていますか。 【利用定員が10人以下である場合】 ・生活相談員、看護職員又は介護職員のうちいずれか1人以上を常勤とすればよいとされています。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
2. 管理者 条例第100条	(1)専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務に従事することができます。 ①当該事業所の従業者としての職務に従事する場合。 ②同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合。 ➢管理すべき事業所数が過剰である場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員を兼務する場合、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。	☐	☐	
	(2)管理者が他の職務等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。 →下記の事項について記載してください。 ・兼務の有無(有 ・ 無) ・当該事業所内で他職務を兼務している場合はその職務名 () ・他の事業所の職務と兼務している場合は、その事業所名、職務名及び兼務事業所における1週間当たりの勤務時間 事業所名:() 職務名:() 勤務時間:()	☐	☐	
Ⅲ 設備に関する基準				
1. 設備等 条例第101条	(1)食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有していますか。また、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備、備品等を備えていますか。 ※通所介護と指定居宅サービス事業所等が併設されている場合で、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるものは共用が可能。 また、玄関、廊下、階段、送迎車両など基準上規程はないが、設置されるものについても利用者へのサービス提供に支障がない場合は共用することは可能。 ※通所リハビリテーションについては、共用について別途条件あり。 ➢設備を共用する場合は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。	☐	☐	
	(2)食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さがあり、その合計した面積は3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。 →$3\text{m}^2 \times \text{利用定員}(\text{名}) \leq \text{食堂} + \text{機能訓練室の面積}(\text{m}^2)$ ※食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ機能訓練を行う際には、その実施に支障がない広さを確保できていれば、同一の場所とすることができる。	☐	☐	
	(3)相談室は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていますか。	☐	☐	
	(4)夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスとして、当該事業所の利用者を宿泊させる等のサービスを提供する場合には、市へ届け出ていますか。 ・提供の有無(有 ・ 無) ・有の場合、市への届出(有 ・ 無) ・介護サービス情報公表(有 ・ 無)	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
2. 消防設備その他の非常災害に際して必要な設備 平成21年4月消防法施行令 条例第101条	消防用設備及び必要な備品を整備し、6ヶ月に一度の消防設備点検はできていますか。 ➤誘導灯、その他施設の面積等によって必要となる消防設備を備えること。 用途区分:(6)項ハ ○その他施設の面積等によって必要となる消防設備の例 ・消火器:延べ面積が150㎡以上 ・自動火災報知設備:用途に供する床面積が300㎡以上 ※ただし、宿泊サービスの提供がある場合は全ての施設。 ・スプリンクラー:床面積6,000㎡以上 ・その他、消防及び防災部に確認のうえ、設置すること。 →過去3年間の消防設備点検実施日 () () () () () ()	□	□	
Ⅳ 運営に関する基準				
1. 内容及び手続の説明及び同意 条例第112条準用条例第8条	(1) あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して懇切丁寧に説明を行っていますか。 ➤利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 ①運営規程の概要 ②通所介護従業者等の勤務の体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制 ⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況 (2) 当該事業所からサービスの提供を受けることについて、利用申込者の同意を得ていますか。	□	□	
2. 提供拒否の禁止 条例第112条準用条例第9条	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。 ➤正当な理由の例 ①事業所の現員から応じきれない場合 ②申込者の居住地が通常の事業の実施地域外 ③その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難と認められる場合	□	□	
3. サービス提供困難時の対応 条例第112条準用条例第10条	自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	□	□	
4. 受給資格等の確認 条例第112条準用条例第11条	サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認していますか。 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護サービスを提供するように努めていますか。 ➤サービス提供票や通所介護計画書等に保険者番号、要介護状態区分、有効期間等を記載することが望ましい。	□	□	
5. 要介護認定の申請に係る援助 条例第112条準用条例第12条	(1)利用申込者が要介護認定又は要支援認定を受けていない場合は、既に要介護認定の申請をしているか確認していますか。	□	□	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
5. 要介護認定の申請に係る援助 条例第112条準用 条例第12条	(2)利用者が要介護認定又は要支援認定を申請していない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 ➢ 居宅介護支援が行われていない利用者の場合であって、必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。	☐	☐	
6. 心身の状況等の把握 条例第112条準用 条例第13条	サービスの提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 ➢ サービス担当者会議の開催状況や事業所の出席状況は適切か。開催されていない場合は、それに代わる手法は適切なものか。	☐	☐	
7. 居宅介護支援事業者等との連携 条例第112条準用 条例第14条	サービスを提供する場合又はサービスの提供の終了に際しては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	☐	☐	
8. 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 条例第112条準用 条例第15条	サービスの提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明するとともに、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	☐	☐	
9. 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 条例第112条準用 条例第16条	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	☐	☐	
10. 居宅サービス計画等の変更の援助 条例第112条準用 条例第17条	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。	☐	☐	
11. サービスの提供の記録 条例第112条準用 条例第19条	(1) サービスを提供した際は、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて利用者に代わって支払いを受けるサービス費の額その他必要な事項を書面に記録していますか。 ➢ 利用者及び事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、サービスの提供日、内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならない。	☐	☐	
	(2) サービスを提供した際は、(1)の記録をするとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 ➢ 「その他適切な方法」 例：利用者の用意する手帳等に記載する。	☐	☐	
12. 利用料等の受領 条例第102条	(1) 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際は、その利用者から利用料の一部として利用者負担分の支払を受けていますか。 ➢ 利用者負担額(介護保険負担割合証に定める割合の額)の支払いを受けていますか。	☐	☐	
	(2) 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
12. 利用料等の受領 条例第102条	(3)利用者から受けることができる次の費用の額以外の支払を利用者から受けていませんか。 ①利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ②介護に通常要する時間を超えるサービス提供であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常のサービス提供に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用 ③食事の提供に要する費用 ④おむつ代 ⑤指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 ➤あいまいな名目による費用の徴収を認めないことから運営規程等に明示されることが必要である。	☐	☐	
	(4)(3)について、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	☐	☐	
13. 保険給付の請求のための証明書の交付 条例第112条準用条例第21条	法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 →事例:(有 ・ 無)	☐	☐	
14. 指定通所介護の基本取扱方針 条例第103条	(1)介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	☐	☐	
	(2)事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	☐	☐	
15. 指定通所介護の具体的な取扱方針 条例第104条	(1)サービスの提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。 ➤利用者が日常生活を送る上で自らの役割を持つことにより、達成感や満足感を得、自信を回復するなどの効果が期待されるとともに、利用者にとって自らの日常生活の場であると実感できるよう必要な援助を行うこと。	☐	☐	
	(2)従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 ➤「サービスの提供方法等」⇒ 通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含む。	☐	☐	
	(3)サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていませんか。 →事例:(有 ・ 無)	☐	☐	
	(4)事業者は、(3)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ※緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
15. 指定通所介護の 具体的取扱方針 条例第104条	(5)サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 ➢ たんの吸引等を行う場合は、「喀痰吸引等研修」又は平成28年度以降の介護福祉士「実地研修」を受講した介護福祉士及び介護職員等が、「認定特定行為業務従事者」として県から認定証の交付を受けた上で、「登録特定行為事業者」として県に登録する必要があります。 → 介護職員による喀痰吸引等の実施事例（有・無） → 看護職員以外による褥瘡等の処置事例（有・無）	☐	☐	
	(6)サービスは、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供していますか。 特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えていますか。 ➢ 必要に応じグループを分けて対応する等の体制を整えること。	☐	☐	
	(7)事業所内でサービスを提供することが原則ですが、事業所の屋外でサービスを提供する場合は、次の条件を満たしていますか。 ①あらかじめ通所介護計画に位置づけられていること。 ②効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。	☐	☐	
16. 通所介護計画の 作成 条例第105条	(1)管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成していますか。 ➢ 介護支援専門員の資格を有するものがある場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。 ➢ 通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成すること。	☐	☐	
	(2)通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成していますか。 また、通所介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該計画が居宅サービス計画に沿ったものか確認し、必要に応じて変更していますか。	☐	☐	
	(3)管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 また、その実施状況や評価についても説明していますか。	☐	☐	
	(4)管理者は、通所介護計画を作成した際は、当該通所介護計画を利用者に交付していますか。	☐	☐	
	(5)従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。	☐	☐	
17. 利用者に関する 市への通知 条例第112条準用条 例第26条	利用者が以下のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 ➢ 正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき ➢ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき	☐	☐	
18. 緊急時等の対応 条例第112条準用条 例第27条	利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
19. 管理者の責務 条例第112条準用条 例第55条	(1)管理者は、従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	☐	☐	
	(2)管理者は、従業者に通所介護の運営に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	☐	☐	
20. 運営規程 条例第106条	以下の事項を運営規程に定めていますか。 (1)事業の目的及び運営の方針 (2)従業者の職種、員数及び職務の内容 (3)営業日及び営業時間 (4)通所介護の利用定員 (5)通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6)通常の事業の実施地域 (7)サービス利用に当たっての留意事項 (8)緊急時等における対応方法 (9)非常災害対策 ※策定している非常災害対策の計画名(火災、風水害等)を明記すること。 (10)虐待の防止のための措置に関する事項 (11)その他運営に関する重要事項	☐	☐	
21. 勤務体制の確保等 条例第107条	(1)事業者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。 >事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、以下の①～④について明確にすること。 ①従業者の日々の勤務時間 ②常勤・非常勤の別 ③専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置 ④管理者との兼務関係	☐	☐	
	(2)当該事業所の従業者等によってサービスを提供していますか。	☐	☐	
	(3)事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 >全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。	☐	☐	
	(4)適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	☐	☐	
22. 業務継続計画の策定等 条例第112条準用条 例第31条の2	(1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。 ※感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。	☐	☐	
	(2)通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施していますか。	☐	☐	
	(3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他														
		適	不適															
23. 定員の遵守 条例第108条	利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。	☐	☐															
24. 非常災害対策 条例第109条	(1)事業所の立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に対する具体的計画を立てていますか。 ➤火災・地震に関する計画に加え、風水害等、各々の施設の属する地域・地形などを考慮し、起こりうる災害に対し、網羅的に対応できていますか。 ➤上記計画に以下の項目が含まれていますか。 ①介護保険施設等の立地条件（地形等） ②災害に関する情報の入手方法 （「避難準備情報」等の情報の入手方法確認等） ③災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等） ④避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等） ⑤避難場所（市町村指定避難場所、施設内の安全スペース等） ⑥避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等） ⑦避難方法（利用者ごとの避難方法（車イス、徒歩等）） ⑧災害時の人員体制、指揮系統 （災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等） ⑨関係機関との連携体制 ※起こりうる災害の範囲について疑義がある場合は、消防及び防災部局と協議の上、決定すること。	☐	☐															
	(2)(1)の具体的計画の内容について、従業者及び利用者に分かりやすく事業所内に掲示していますか。	☐	☐															
	(3)非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に従業者に周知していますか。	☐	☐															
	(4)非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 →過去3年間の避難訓練等の内容及び実施日 <table border="0"> <tr> <td>避難訓練等の内容</td> <td>実施日</td> </tr> <tr> <td>() ()</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>() ()</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>() ()</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>() ()</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>() ()</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>() ()</td> <td>()</td> </tr> </table>	避難訓練等の内容	実施日	() ()	()	() ()	()	() ()	()	() ()	()	() ()	()	() ()	()	☐	☐	
避難訓練等の内容	実施日																	
() ()	()																	
() ()	()																	
() ()	()																	
() ()	()																	
() ()	()																	
() ()	()																	
	(5)(4)で水害・土砂災害の場合を含む地域の実情に応じた災害に係る避難訓練を実施しましたか。 上記訓練がされていない場合 →今年度中に実施予定の有無（有 ・ 無）	☐	☐															
	(6)(4)で地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。	☐	☐															
25. 衛生管理等 条例第110条	(1)利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。 （市水 ・ 井水）	☐	☐															

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
25. 衛生管理等 条例第110条	(2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 ①当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。 ②当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③当該事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 過去3年間のレジオネラ属菌検査実施日※浴槽がある場合のみ記載 () () ()	☐	☐	
26. 掲示 条例第112条準用条例第33条	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ・重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。 ・掲示内容が実際のサービス内容と一致しているか。 ・重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 ・原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 (令和7年4月1日から施行) ※ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。	☐	☐	
27. 秘密保持等 条例第112条準用条例第34条	(1)従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 ➤研修等の機会を利用して周知徹底するなどの対策を講じること。	☐	☐	
	(2)当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ➤従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの対策を講じていること。(誓約書や就業規則)	☐	☐	
	(3)サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ※サービス提供開始時に利用者及びその家族からの包括的な同意で可。	☐	☐	
28. 広告 条例第112条準用条例第35条	広告をする場合において、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないですか。 ・パンフレット(有・無) ・ホームページ(有・無) ・介護サービス情報公表システムへの掲載(年 月 日)	☐	☐	
29. 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 条例第112条準用条例第36条	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることへの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	☐	☐	
30. 苦情処理 条例第112条準用条例第37条	(1)提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	☐	☐	
	(2)(1)の苦情を受け付けた場合は、その内容等を記録していますか。	☐	☐	
	(3)苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行っていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
30. 苦情処理 条例第112条準用条 例第37条	(4) 提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出等に応じ、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 →事例（有・無）	☐	☐	
	(5) 市からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市に報告していますか。 →事例（有・無）	☐	☐	
	(6) 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 →事例（有・無）	☐	☐	
	(7) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 →事例（有・無）	☐	☐	
31. 地域との連携等 条例第110条の2	(1) 事業の運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。	☐	☐	
	(2) 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。 「市が実施する事業」 → 介護相談員派遣事業、老人クラブ、婦人会、その他の非営利団体、住民の協力を得て行う事業が含まれる。	☐	☐	
	(3) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。	☐	☐	
32. 事故発生時の対応 条例第110条の3	(1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護支援予防事業者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 →事故事例（有・無） →事故対応マニュアル等（有・無）	☐	☐	
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。また、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 →事故の記録（有・無） → 有の場合、市への報告（有・無） →従業員への周知（有・無） → 周知の方法（ ）	☐	☐	
	(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 ➢ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 → 損害賠償保険への加入（有・無）	☐	☐	
	(4) 事業者は、夜間及び深夜に通所介護以外のサービス提供により事故が発生した場合は、上記の(1)～(3)の規定に準じた必要な措置を講じていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
33. 虐待の防止 条例第112条準用条 例第39条の2	事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。 ②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③事業所において、通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ④①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	☐	☐	
34. 会計の区分 条例第112条準用条 例第40条	事業所ごとに経理を区分するとともに、通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	☐	☐	
35. 記録の整備 条例第111条	(1)従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 (2)利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ①通所介護計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④利用者に関する市への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	☐	☐	
36. 電磁的記録等 条例第276条	1 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例の規定において書面（被保険者証に関するものを除く。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。			
V 変更の届出等				
介護保険法第75条	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内に、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を市に届け出ていますか。 ①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③登記事項証明書又は条例等 ④事業所の平面図及び設備の概要 ⑤管理者の氏名、生年月日及び住所 ⑥運営規程 ⑦当該事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項	☐	☐	